

事 務 連 絡

令和5年5月15日

各都道府県建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長

「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」
の一部訂正について

令和5年3月31日付事務連絡「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認
事項に関する解説について」について、別紙「新旧対照表」のとおり一部訂正いた
しましたので、お知らせいたします。

貴部局におかれましては、貴管内市町村リサイクル担当部局に対して周知いた
だきますようお願い申し上げます。